

インフォメーション INFORMATION 税

■確定申告ワンポイント情報「控除」

社会保険料控除

国民年金保険料

国民年金保険料は、全額が確定申告の社会保険料控除の対象となります。

確定申告で控除を受ける場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。社会保険庁では、平成19年10月1日までに納付いただいた国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に送付しています。

確定申告の際には、この証明書と10月2日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10月2日～12月31日までに、平成19年に初めて国民年金保険料を納付された方には、2月上旬に「控除証明書」を送付します。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関するお問い合わせは、控除証明専用ダイヤル(☎0570-00-9911)

I P 電話・P H S からは ☎045-326-1840
 武蔵野社会保険事務所 ☎0422-56-1411
 健康年金課 ☎(☎460-9825)

介護保険料

介護保険料は、社会保険料控除の対象とな

ります。申告額は平成19年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際領収書の添付は不要です。

高齢者支援課 保(☎438-4031)

医療費控除

介護保険サービスの利用者負担額

平成19年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(右表参照)。申告の際、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

高齢者支援課 保(☎438-4030)

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるためには、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、市が発行する介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、意見書の内容がおむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

高齢者支援課 保(☎438-4032)

(別表)

対象となるサービス		対象となる金額
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
福祉系	訪問介護(生活援助を除く)	1割自己負担額 居宅サービス計画(ケアプラン)または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系介護サービスといっしょに利用していることが前提です。 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)は控除の対象となりません。
	夜間対応型訪問介護	
	介護予防訪問介護	
	訪問入浴介護	
	介護予防訪問入浴介護	
	通所介護(デイサービス)	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	介護予防通所介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
居宅サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。
	短期入所生活介護(ショートステイ)	
	介護予防短期入所生活介護	
	訪問看護	
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリ	
	介護予防訪問リハビリ	
	居宅療養管理指導	
	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリ(デイケア)	
医療系	介護予防通所リハビリ	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)も控除の対象となります。
	短期入所療養介護(ショートステイ)	
	介護予防短期入所療養介護	
	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額	

■考えてみましょう「税金の大切さ」

～中学生の税についての作文コンテスト受賞者の紹介～

納税課 保(☎460-9831)

全国納税貯蓄組合連合会が主催する平成19年度中学生の「税についての作文」に、市内各中学校から394編の応募がありました。審査の結果11人の方が入選し、昨年12月に表彰を受けました。入選作品は次の通りです(順不同)

- 市長賞 下田恵理子^{さん}
(明保中3年「社会の心臓」)
- 教育長賞 村石啓子^{さん}
(青嵐中3年「ふるさと納税を通して」)
- 租税教育推進協議会会長賞
上野真保^{さん}(明保中3年「教育と税金」)
- 東京都立川都税事務所長賞
山田友祈^{さん}(田無第三中3年「ふるさと納税に思うこと」)

- 多摩武蔵納税貯蓄組合連合会会長賞
飯島裕貴^{さん}(明保中3年「税と福祉施設」)
- 東京税理士会東村山支部長賞
井門光子^{さん}(田無第三中3年「税を考える」)
- (社団)東村山青色申告会会長賞
今野七香^{さん}(田無第三中3年「私が市長になったら」)
- (社団)東村山法人会会長賞
伊藤麻衣^{さん}(柳沢中3年「暮らしを守る大切なもの」)
- 多摩武蔵納税貯蓄組合連合会佳作
大城有里^{さん}(田無第三中3年「車の税金」)
- 福田敏之^{さん}(青嵐中3年「税にかける思い」)
- 眞崎好実^{さん}(青嵐中3年「税について」)



市長賞 「社会の心臓」

明保中学校3年 下田 恵理子^{さん}

私がこの作文を書くにあたり感じたことは、税は私たちの周りに溢れているということです。

例えば、私たちの通う中学校で使用する教科書、保健室で使用される薬等が税金で賄われています。また、社会保障などの公共サービス、そして私たちの生活に欠かすことのできない水にも、税金が使用されています。今まで私は何の意識もせずに水を使っていたのですが、安全に使用できるのも税金によって整備されているからでした。そのほか、私たちの健康や安全を守るためなどに、税金は使用されています。このように例をあげてみると、私たちの生活にとって税は必要不可欠です。

ところで、その大切な税の供給源は何かというと、国民が納める税金からです。国民は納税の義務を負っています。国民が納める税が、国民のために様々なところで使用されています。私はケガをして、保健室に行って手当を受けた時や街で警察官を見かけた時、社会に守られている気がします。もちろん、物騒な事件などもあるけれど、それを取りしまってくれるのも警察

官です。このように私たちの安全はあたり前にあるのではなく、警察をはじめとする公共サービスに守られているからです。

また、国民の納める税金を国民のために使っているのだから、国民1人1人は、社会、様々な人々と知らず知らずの間に税によって繋がっていたのだと思いました。このように考えると、税の重みを痛感しました。

それから、これからの日本は高齢化社会になると言われています。ということは、税を納める年少者が減ってしまうということになります。重ねて、高齢者が増えるということは、バリアフリーなどの施設も必要になってくると思います。そのような社会の変化に応じて、柔軟に対応して少しでも住みやすい社会になったら良いと思います。

このように税は社会にとってかけがえのないものであり、また社会を成り立たせる中心の役割を負っている税は、人間に例えると、心臓のような大切な部分だと思います。社会にとっての心臓は、国民1人1人が税を納めることによって成り立ちます。このようなかけがえのない税によって成り立っている社会を大切に、またその恩恵のありがたさを日々の生活の中で心にとめておきたいと思います。国民が納める税によって社会をつくる、イコール国民1人1人が自分の生きる社会をつくっていくのだと思います。心臓がいつも隅々まで良い血を送れるように、国民の1人1人の意識が大切だと思います。